

# 旅券(パスポート)の申請案内

(平成20年2月1日現在)

この案内は新規・切替申請（①旅券をはじめて申請する場合、②前の旅券が期限切れの場合、③旅券の有効期間が1年未満の場合など）の内容です。旅券の紛失・盗難・焼失・損傷・記載事項の訂正などの場合は、パスポートアンサー（☎048-647-7070）、電話または各パスポートセンターの窓口でお問い合わせください。

**埼玉県で申請できるのは、県内に住民登録(現住所)のある方です。**

平成19年4月1日以降、「川口市、草加市、越谷市」にお住まいの方はそれぞれの市での申請となりますので、パスポートセンター及び各支所での申請はできません。

## [申請に必要な書類]

<b>1 一般旅券発給申請書 1通</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>10年有効旅券と、5年有効旅券で申請書が異なりますのでご注意ください。</li><li>未成年者（20歳未満）は5年有効旅券のみの申請となります。</li><li>申請書は旅券窓口のほか、市区役所、町村役場、県庁（県民案内室）、各地域創造センターなどにあります。（申請書は全国共通です。）</li></ul>				
<b>2 戸籍抄本または謄本 1通 (6か月以内に発行されたもの)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>有効旅券をお持ちの方で氏名・本籍（都道府県名）に変更がない方は省略できます。</li><li>同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券の申請をする場合は、戸籍謄本ならば1通とすることができます。</li></ul>				
<b>3 住民票 1通 (6か月以内に発行されたもの)</b>  川口市・草加市・越谷市の方はそれぞれの市での申請となります。	<ul style="list-style-type: none"><li>同一世帯内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、申請者全員が記載された住民票であれば1通とすることができます。</li><li>住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）で調べてもよい方は、住民票を省略できますので申請時に窓口にお申出ください。（居所申請で県外に住民票がある場合は住民票が必要です。）</li></ul>				
<b>4 写真 1枚 (6か月以内に撮影したもの)</b>  <p>3.5cm 4.5cm 3.6cm 原寸大</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>ふちなしで左図の規格をみたしたるもの。カラー・白黒どちらでも可。（機械処理のため顔の大きさ、頭上の余白に注意してください。）</li><li>申請者本人のみが撮影されたもの。</li><li>正面向き 無帽、無背景、影なし。 <b>《ふさわしくない写真》</b><ul style="list-style-type: none"><li>不鮮明、変色、傷のついているもの。</li><li>マスク、髪が覆う等で顔が確認しにくいもの。</li><li>目元がはっきりしないもの。（眼鏡のレンズが反射しているもの、濃い色の眼鏡をかけたもの、カラーコンタクト着用のもの、髪が目にかかっているもの、目元が影になっているもの）</li><li>人物及び着衣が背景と同一色で区別のつきにくいもの。</li><li>髪にヘアバンド、リボン、髪飾り、スカーフ等により、本人確認上支障のあるもの。</li><li>表情が平常と著しく異なるもの。（大笑いしている等）</li></ul></li></ul> <p>※写真是旅券に転写されますので画質も重要です。ボックス写真、デジタルカメラを利用する場合は特に注意が必要です。</p>				
<b>5 郵便はがき(未使用) 1枚 ※郵便事業株式会社が発行するものに限ります。</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>申請者の<b>住民票どおり</b>の住所、氏名、郵便番号を宛名として記入してください。（転送はできません）</li><li>同一世帯内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、申請者全員の氏名を記載すれば1枚とすることができます。</li></ul>				
<b>6 本人確認の書類 有效的な原本（コピーは不可）</b>  本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ふりがな、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致している必要があります。 該当するものがいる方は必ず事前にご相談ください。 ※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの分が必要です。	<p>① 次のものは1点持参してください。</p> <p>日本国旅券（失効後6か月以内のものを含む）、運転免許証、写真付き住基カード、海技免状、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁の職員の身分証明書で写真の貼ってあるものなど（詳細については、パスポートセンターにご照会ください。）</p> <p>② ①がない場合は、次の2点を持参してください。（イ十ロ）又は（イナイ）（ロ十ロは不可）</p> <table border="1"><tr><td>イ</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証</li><li>国民年金手帳（証書）、厚生年金手帳（証書）、船員保険年金手帳（証書）、共済年金証書、恩給証書、介護保険証</li><li>印鑑登録証明書+実印（印鑑登録カードでは不可）</li></ul></td></tr><tr><td>ロ</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>次のうち写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書</li><li>有効期間の切れた日本国旅券（ただし本人確認できるもの）</li></ul></td></tr></table> <p>※中学生以下の子供の本人確認書類としては、子供の氏名の記載された健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参してください。</p>	イ	<ul style="list-style-type: none"><li>健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証</li><li>国民年金手帳（証書）、厚生年金手帳（証書）、船員保険年金手帳（証書）、共済年金証書、恩給証書、介護保険証</li><li>印鑑登録証明書+実印（印鑑登録カードでは不可）</li></ul>	ロ	<ul style="list-style-type: none"><li>次のうち写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書</li><li>有効期間の切れた日本国旅券（ただし本人確認できるもの）</li></ul>
イ	<ul style="list-style-type: none"><li>健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証</li><li>国民年金手帳（証書）、厚生年金手帳（証書）、船員保険年金手帳（証書）、共済年金証書、恩給証書、介護保険証</li><li>印鑑登録証明書+実印（印鑑登録カードでは不可）</li></ul>				
ロ	<ul style="list-style-type: none"><li>次のうち写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書</li><li>有効期間の切れた日本国旅券（ただし本人確認できるもの）</li></ul>				
<b>7 前回取得した旅券</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>有效的な旅券をお持ちの方は、有效的な旅券を提出しないと申請ができません。</li><li>前回に旅券を取得された方は、失効していてもその旅券をお持ちください。</li></ul>				

※申請者本人が署名困難な場合であって、法定代理人でない方が記名する場合は、申請者本人の印鑑が必要です。